

児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の概要

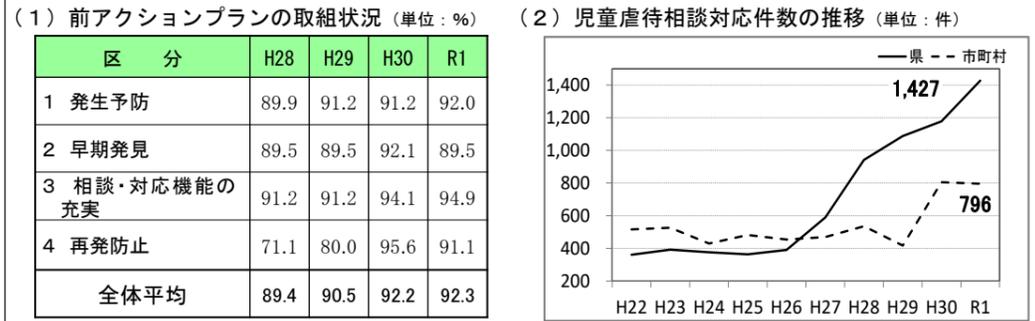
1 計画策定の経緯・趣旨

- (1) 児童虐待防止アクションプランは、児童虐待を防止するため、本県独自の取組として平成17年9月に策定したもので、これまでに3回の見直しを経て、平成28年度からは現行プランにより取組を進めてきました。
- (2) 次期アクションプランは、令和3年度以降の県民、行政、児童福祉関係機関等が緊密な連携のもと、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動の実施を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定するものです。

2 計画期間・進行管理

- (1) 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間
※ 国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行います
- (2) 進行管理
毎年度、岩手県要保護児童対策地域協議会の調整機関である岩手県保健福祉部子ども子育て支援室にて取組状況などの進捗を管理し、同協議会において評価やプランの見直し等を行います。

3 前アクションプランの取組状況・本県における児童虐待相談対応の現状



4 次期アクションプラン策定の主なポイントと対応する取組

策定の主なポイント	対応する取組(主なもの)
(1) 児童福祉法等改正への対応	・ 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び啓発活動の実施 ・ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施 ・ 被措置児童等の権利擁護の取組の充実 ・ 自立・就労の安定化支援 など
(2) 平成30年に本県で発生した児童虐待による死亡事案の検証報告における提言を踏まえた対応	・ ライフライン関係機関との連携 ・ 保育施設等の職員に対する研修の充実 ・ 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動など
(3) DV対応と児童相談対応の連携強化	・ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 ・ DV相談の充実と関係機関連携の強化 など
(4) 東日本大震災津波で被災した子どもたちへの継続した支援	・ 東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進
(5) 新型コロナウイルス感染症「子どもの見守り強化アクションプラン」の視点	・ 民間団体・企業等との連携 ・ 市町村及び児童相談所の相談機能と対応の充実
(6) 前アクションプランで取組状況の達成度が低い項目等の強化と各項目の見直し	・ 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会における支援の継続 など
(7) 岩手県要保護児童対策地域協議会における検討、パブリックコメントによる意見など	・ 貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 ・ 病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有 など

5 アクションプランの取組内容

4つの柱と12の主要項目により構成

1 虐待の発生を予防する

- (1) 周知と啓発等
- 児童虐待防止リーフレットの作成配布
 - 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施
 - オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施
 - マスメディアやインターネットを活用した啓発活動
 - 児童に対する人権教育の強化
 - 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施
 - 児童虐待の実態と要因把握
- (2) 母子保健活動の充実
- 総合的な相談支援機能の充実
 - 思春期健康教育等の実施
 - 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実
 - 女性のための健康相談の充実
 - 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実
 - 両親・母親学級の充実
 - 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進
 - 母子保健指導者研修の実施
 - 産後うつ病対策の強化
 - 産前・産後ケアの充実
 - 乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施
 - 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進
- (3) 子育て家庭への支援の充実
- 子育て支援情報や相談機能の充実
 - 相談支援拠点の設置
 - 訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育てヘルパー等）の充実
 - 預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施
 - 貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有
 - 病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有
 - 地域子育て支援拠点事業の拡充
 - 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援
 - 民生委員等における地域見守り活動等の充実
 - 東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

- (1) 機関連携及び体制整備
- 学校・教育委員会との連携強化
 - 警察との連携強化
 - 捜査機関との連携強化
 - 司法機関との連携強化
 - 医療・歯科医療機関との連携強化
 - 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化
 - 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ
- (2) 市町村の相談機能と対応の充実
- 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動
 - 個別ケース検討会議の開催
 - 専門職員の確保等による相談体制の充実
 - 虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底
 - 24時間児童虐待通告受付体制の整備
 - DV相談担当・相談支援機関との連携強化
 - 職員の研修受講による対応力の向上
- (3) 児童相談所の相談機能と対応の充実
- 専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化
 - 専門的な対応機能の充実
 - 虐待通告後48時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施
 - 市町村との連携
 - 市町村、要保護児童対策地域協議会への支援
 - 24時間児童虐待通告及び相談への対応
 - 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化
 - 職員の研修受講による対応力の向上
 - 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援
- (4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実
- 市町村児童家庭相談への支援
 - DV相談の充実と関係機関連携の強化
 - 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援
- (5) 社会的養育の充実
- 児童養護施設等における機能の充実
 - 家庭的な養育の推進
 - 被措置児童等への虐待の防止
 - 被措置児童等の権利擁護の取組の充実
 - 児童養護施設等職員の研修の充実
 - 里親制度の普及・啓発
 - 里親養育支援の充実

2 虐待を早期に発見する

- (1) 地域における早期発見、見守り体制の充実
- 県民による早期発見と通告
 - 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化
 - 要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録
 - 市町村内部における情報共有の促進
 - ライフライン関係機関との連携
 - 民間団体・企業等との連携
 - 防犯ボランティアとの連携
- (2) 学校、医療機関、施設等における早期発見
- 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立
 - 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化
 - 保育施設等の職員に対する研修等の充実
 - 配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化
 - 民間相談機関との連携の充実

4 虐待の再発を防止する

- (1) 親子分離後の家族支援
- 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み
 - 親子に対する支援プログラムの充実
 - プログラム終了後のアフターケアの充実
 - 要保護児童対策地域協議会による支援の継続
- (2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実
- 里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援
 - 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続
 - 自立・就労の安定化支援

6 策定スケジュール



(骨子案検討)

(最終案とりまとめ)